

総務財政委員会 令和4年3月7日
会計管理室 資料2番
所管 会計管理室

基金の繰替運用について

1 繰替運用概要

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金への対応による
繰替期間 令和4年1月27日から1月31日
繰替運用額 10億円 利子払金 109円
- (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金への対応による
- ① 繰替期間 令和4年2月10日から2月28日
繰替運用額 38億円 利子払金 1,873円
- ② 繰替期間 令和4年2月24日から2月28日
繰替運用額 15億円 利子払金 164円

歳計現金の一時的不足が見込まれたため、大田区積立基金条例第5条に基づき、上記金額を基金から歳計現金へ繰替運用により資金調達をした。同条及び会計事務規則第21条第2項により、年利0.001%の利子払金を支出した。

2 歳計現金不足理由

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金
- 1回目の5万円給付を令和3年12月24日に行った。区が給付する前に国からの歳入があり、歳計現金不足は生じなかった。
- 2回目の5万円給付を令和4年1月21日に行った。速やかに給付する必要があることから、国からの歳入前に区が立替えて支出したため、繰替運用が生じた。2回目の追加給付分は、令和4年2月4日に歳入した。
- (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
- 令和4年2月7日から給付を行っているが、速やかに給付する必要があることから、国からの歳入前に区が立替えて支出した。
- 国からの歳入は、当初2月22日を予定していたが、後ろ倒しとなり、2月25日に歳入（交付決定額の65%・68億6,850万円）した。

3 運用実績

基金からの繰替運用は、平成24年度以来となる。